

雇用ジャーナル

ハローワーク郡山
LINEアカウント



令和7年1月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

郡山市イメージ
キャラクター「がくとくん」

雇用の動き（令和6年11月内容）

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.55倍と前月比で0.02ポイント増加、前年同月比で0.24ポイント低下した。平成24年6月から150ヵ月連続で1倍を超えている。

新規求人倍率は、2.38倍と前月比で0.76ポイント低下、前年同月比では0.26ポイント低下している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和6年11月	令和6年10月	令和5年11月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.25 倍	1.25 倍	1.28 倍	0.00 ポイント	▲ 0.03 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.25 倍	1.25 倍	1.41 倍	0.00 ポイント	▲ 0.16 ポイント
● 郡山地域	1.55 倍	1.53 倍	1.79 倍	0.02 ポイント	▲ 0.24 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.5 %	2.5 %	2.5 %	0.00 ポイント	0.00 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,139 件	1,328 件	1,106 件	▲ 14.2 %	3.0 %
● 新規求人数	2,711 人	4,173 人	2,916 人	▲ 35.0 %	▲ 7.0 %
うち正社員	1,394 人	2,058 人	1,507 人	▲ 32.3 %	▲ 7.5 %
● 有効求職者数	5,889 人	6,064 人	5,653 人	▲ 2.9 %	4.2 %
● 有効求人数	9,110 人	9,275 人	10,146 人	▲ 1.8 %	▲ 10.2 %
うち正社員	4,656 人	4,709 人	5,044 人	▲ 1.1 %	▲ 7.7 %
● 新規求人倍率	2.38 倍	3.14 倍	2.64 倍	▲ 0.76 ポイント	▲ 0.26 ポイント
● 有効求人倍率	1.55 倍	1.53 倍	1.79 倍	0.02 ポイント	▲ 0.24 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.24 倍	1.21 倍	1.35 倍	0.03 ポイント	▲ 0.11 ポイント
● 就職件数	333 件	352 件	353 件	▲ 5.4 %	▲ 5.7 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,655 事業所	7,657 事業所	7,746 事業所	0.0 %	▲ 1.2 %
	● 被保険者数	150,885 人	150,851 人	154,394 人	0.0 %	▲ 2.3 %
	● 資格取得者数	1,868 人	2,430 人	2,102 人	▲ 23.1 %	▲ 11.1 %
	● 資格喪失者数	1,835 人	2,696 人	1,999 人	▲ 31.9 %	▲ 8.2 %
	うち事業主都合	95 人	122 人	109 人	▲ 22.1 %	▲ 12.8 %
	● 離職票交付枚数	1,105 枚	1,523 枚	1,216 枚	▲ 27.4 %	▲ 9.1 %
給付	● 受給資格決定件数	329 件	402 件	314 件	▲ 18.2 %	4.8 %
	● 初回受給者数	269 人	319 人	366 人	▲ 15.7 %	▲ 26.5 %
	● 受給者実人員	1,295 人	1,486 人	1,429 人	▲ 12.9 %	▲ 9.4 %
	● 支給総額	159,513 千円	216,899 千円	182,235 千円	▲ 26.5 %	▲ 12.5 %

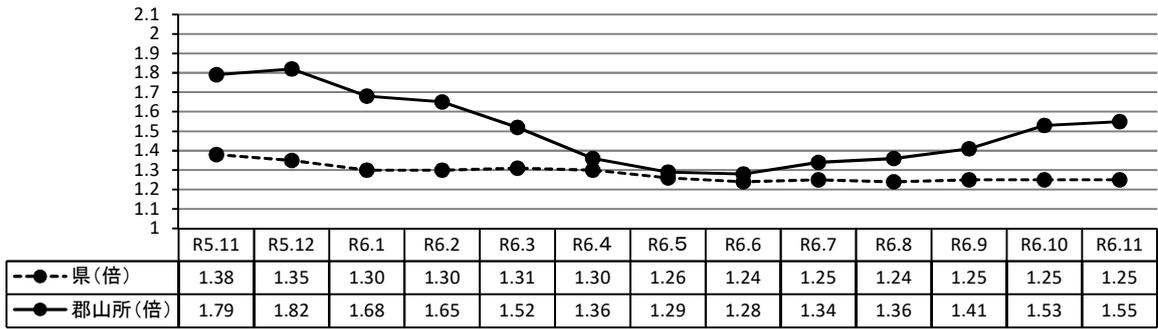
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,825 人	8,263 人	8,534 人	▲ 5.3 %	▲ 8.3 %
● 田村市	524 人	684 人	643 人	▲ 23.4 %	▲ 18.5 %
● 三春町	262 人	249 人	208 人	5.2 %	26.0 %
● 小野町	88 人	130 人	135 人	▲ 32.3 %	▲ 34.8 %
合 計	8,699 人	9,326 人	9,520 人	▲ 6.7 %	▲ 8.6 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

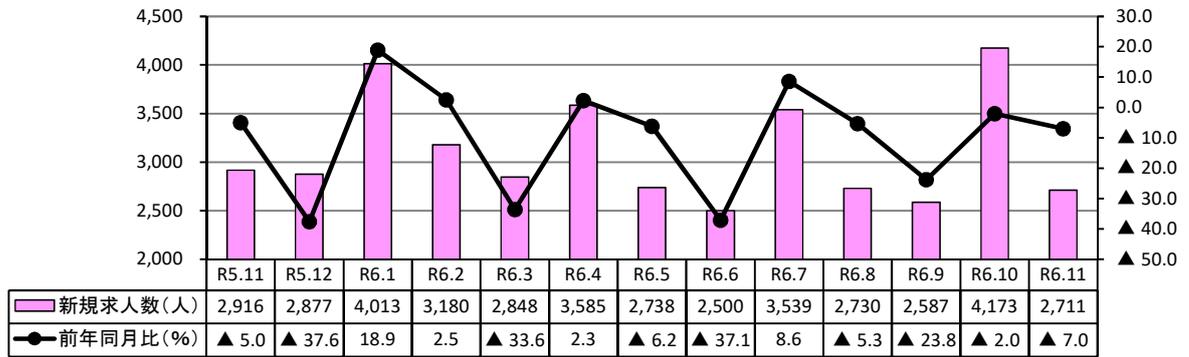
有効求人倍率 前月に比べ0.02ポイント増加

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



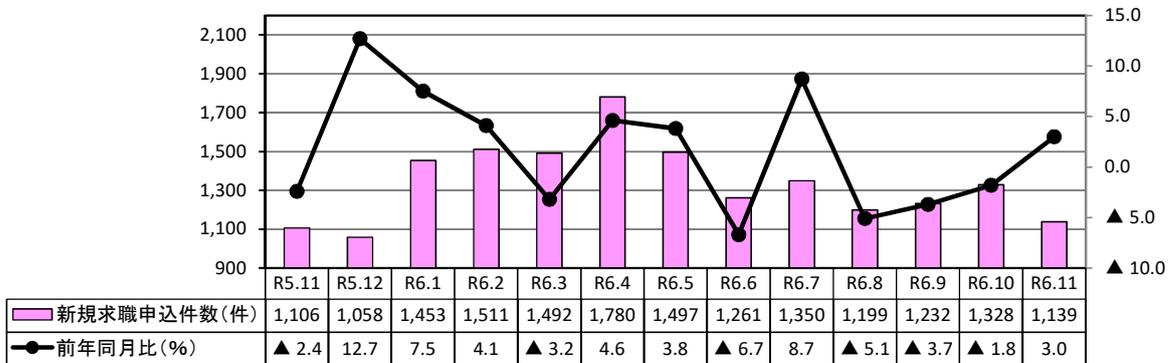
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ35.0%低下



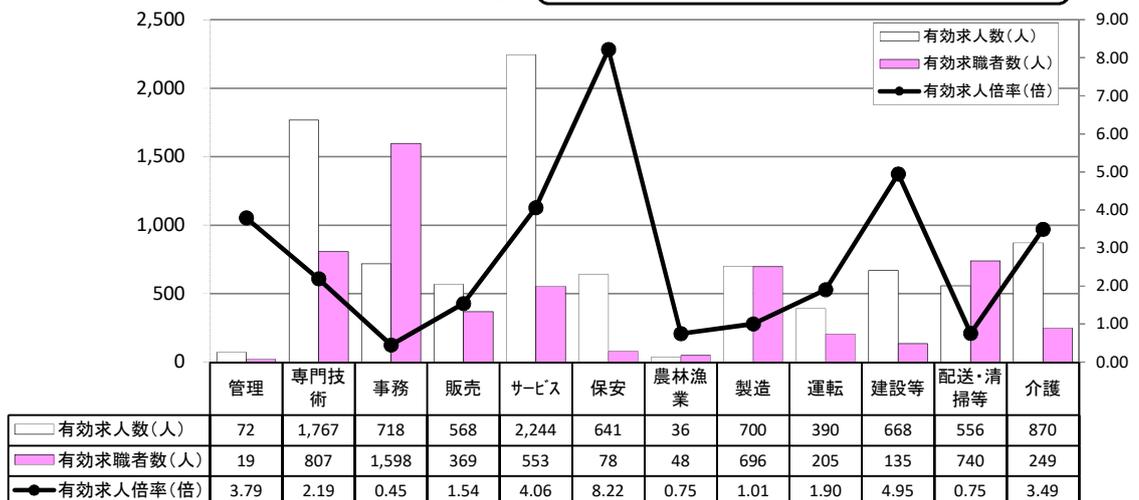
NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ14.2%低下



NO. 4 職業別有効求人倍率(常用)

最高は保安の8.22倍、最低は事務の0.45倍



福島県の最低賃金

1 地域別最低賃金

福島県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

(「2 特定最低賃金」が適用される労働者を除く。)

福島県最低賃金	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
	955円	令和6年10月5日

2 特定最低賃金(10/5～各業種が改定されるまで)

福島県内で次の業種に該当する事業場で働く労働者に適用されます。

業種	最低賃金額 (時間額)	効力発生年月日
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	960円 1,020円	改定されるまで 令和6年12月29日から
非鉄金属製造業	955円 996円	令和6年10月5日から 改定されるまで 令和7年1月4日から
輸送用機械器具製造業	955円 1,005円	令和6年10月5日から 改定されるまで 令和6年12月21日から
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	955円	令和6年10月5日からは、福 島県最低賃金が適用
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)	955円	令和6年10月5日からは、福 島県最低賃金が適用

上記業種に該当する者のうち、次に掲げる者は除かれ、福島県最低賃金(955円)が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』、『計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業』は、令和6年度は改正されないため、福島県最低賃金955円が適用されます。

最低賃金についてのお問い合わせ、ご相談先

福島労働局 賃金室(電話 024-536-4604)又は各労働基準監督署へ

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和6年12月2日（月）～令和7年3月31日（月）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことでは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。